

令和5年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導

令和6年2月9日

長野市保健福祉部 障害福祉課

目次

全サービス共通事項

運営上の留意事項・・・P3～P16

障害児通所支援事業所

指定基準上の留意事項・・・P17～P20

法改正・報酬改定

障害者総合支援法改正に伴う改正・・・P21～P34

児童福祉法改正に伴う改正・・・P35～P40

報酬改定・・・P41

今年度、市内事業所において、法令違反が見つかりました。
主な違反：不正の手段による指定、不正請求

違反が発覚した場合には厳正に対処します。
基準通りの運営がされているかご確認ください。

- 不正請求が発覚した場合、給付費+加算金(40%)の返還を求める場合があります。
- 悪質なケースには、刑事告訴を行う場合があります。

業務管理体制

平成24年4月から、指定障害福祉サービス事業者等は、法令遵守等の業務管理体制の整備※とその届出が義務づけられています。

※ 指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制が整備されているかどうかを指します。

事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者が置かれていること、開設する事業所ごとに応じ、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備が必要。

○1～6の変更があった場合には届出が必要

- 1 法人の種別、名称(フリガナ)
- 2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
- 3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日
- 4 代表者の住所、職名
- 5 事業所名称等及び所在地
- 6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日

➤ <様式等> 「長野市 障害福祉課 業務管理体制」で検索

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n102000/contents/p002377.html>

業務管理体制

休止・廃止届が事前届出制に

- ①休止・廃止の届出は、休止・廃止予定日の1月前までになっています。
- ②立入検査後、10日以内に指定権者が聴聞決定予定日を事業者へ通知した場合、聴聞決定予定日までには廃止の届出を行うと、指定・更新の欠格事由に該当します。

休止・廃止時における利用者への継続的なサービス確保

休止・廃止時においては、利用者に対する継続的なサービス提供のための便宜提供が必要となります。この義務を果たさない場合、都道府県知事等は勧告・命令を行うことができます。

指定の取り消しにおける連座制の適用

- ①取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることとなります。
- ②同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合、指定・更新の欠格事由に該当します。

身体拘束に関する留意事項(就労定着支援・自立生活援助を除く)【R5義務化】

令和5年度から「身体拘束廃止未実施減算」の適用

次のいずれかを満たしていない場合に、基本報酬を減算。

- 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

➤減算される単位数1日につき5単位を所定単位数から減算(発覚した日の翌月から解消されるまでの間、最低3か月は減算が継続します)

今年度、多数の事業所で身体拘束廃止未実施減算が適用されています。
身体拘束の対象者がいなくても減算になります。
改めてご確認をお願いします。

身体拘束廃止未実施減算

減算が適用される要件

- ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ②身体拘束等の適正化を検討するための委員会(以下、「身体拘束適正化検討委員会」という。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること(定期的とは、少なくとも1年に1回以上)。
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること(定期的とは、少なくとも1年に1回以上)。

チェックシートを用いてご確認ください。

身体拘束の対象者がいなくても、次の内容に合っていないと減算になります。

<身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会>

チェック欄

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を年に1回以上開催している。	
身体拘束等について報告するための様式を整備している。	
身体拘束等適正化の担当者を置いている。	
委員会は幅広い職種により構成されており、それぞれの責務及び役割分担が明確になっている。	
他の委員会(例:虐待防止委員会)と一体的に設置している場合、身体拘束等を検討したことがわかるように記録を残している。	
いつ誰が参加し、どのような話し合いが行われたかわかるように委員会の記録を残している。	

<身体拘束等の適正化のための指針>

チェック欄

身体拘束等の適正化のための指針を整備している。	
事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方が含まれている。	
身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項が含まれている。	
身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針が含まれている。	
事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針が含まれている。	
身体拘束等発生時の対応に関する基本方針が含まれている。	
利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針が含まれている。	
その他身体拘束等の適正化の推進のための基本方針が含まれている。	

<身体拘束等の適正化のための研修>

チェック欄

指針に基づいた研修プログラムを作成し、身体拘束等の適正化のための研修を年に1回以上開催している。	
新規に採用した従業者に対して、身体拘束等の適正化のための研修を実施している。	
虐待防止の研修と一体で行った場合、身体拘束についても含まれていたことがわかるように記録を残している。	
身体拘束等の適正化のための研修の実施内容について、いつ誰が参加し、どのような話し合いが行われたかわかるように記録を残している。	

サビ管(児発管)が配置できなくなった時の減算

個別支援計画未作成減算

- 未作成月から解消された月の前月まで
- 所定単位の30%減（3ヶ月目から50%減）

個別支援計画の更新のタイミングによって、減算の開始時期は異なる。

サービス管理責任者欠如減算

- 欠如した月の翌々月から欠如が解消された月まで
- 所定単位の30%減（5ヶ月目から50%減）

<3月31日退職した場合>

5月末までに解消されない場合、6月提供分から減算を適用する。

6月1日にサビ管(児発管)が配置されても、6月は減算となる(7月から解消)。

※個別支援計画未作成減算はすぐに開始しますが、サビ管(児発管)欠如減算は、適用まで2ヶ月のタイムラグがあります

急病等で退職された場合のみ、やむを得ない事由と判断し、みなし配置を認めています。
自己都合による退職は原則認めておりません。

業務継続計画の策定等

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等が義務になりました。

※経過措置は今年度末(令和6年3月31日)までです。

- a 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- b 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施しなければならない。
- c 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

感染症の予防及びまん延防止の対策

全ての障害福祉サービス等事業者に、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施が義務になりました。

※経過措置は今年度末(令和6年3月31日)までです。

- a 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- b 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- c 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

各種届出について

変更の内容	提出期日	留意事項
加算の新規算定、上位区分への変更	前月15日まで(当日消印有効)	16日以降は、翌々月適応になります。
加算の取りやめ、下位区分への変更	変更が生じたら速やかに	提出が遅れた場合、遡って過誤調整をしていただく場合があります。
人員に関する変更	変更が生じたら速やかに	資格確認等が必要な場合は必ず届出をしてください。

※人員の変更に関する注意点※

人員に変更があった場合...資格が必要な職種及び加算人員に異動があれば届出が必要。

4月の変更届出について

今年度の4月の届出は、報酬改定に影響のない部分で変更がない場合は、届出省略可とします。
※後日通知発出予定

○これまで毎年4月に必ず届出が必要であったGH、就労移行、A型、B型、定着、自立生活援助、その他毎年届出が必要な加算を取得している事業所において、報酬に影響のない部分で変更がない場合は4月15日までにご提出いただいていた変更届出書が不要になります。

○令和6年4月からの加算等の異動（基本報酬の算定区分の変更や、加算の新規算定、算定中の加算の区分変更・終了）がある場合は、変更の届出をしてください。

○前年度実績を確認しなければならなかったためご提出いただいていたましたが、各事業所において自らご確認いただくことになりました。

4月の変更届出について

○前年度実績を用いない加算を4月1日から取得する場合には、通常通り3月15日までにご提出ください。

例) 福祉専門職員配置等加算、児童指導員等加配加算、専門的支援加算

○前年度実績を用いる変更届出と間違えやすいです。

4月1日から変更する場合は、どんな場合でも4月15日までに変更届出を提出すればよいわけではありません。

必ず各自ご確認いただくようお願いします。

適切な報酬区分で請求されていない場合、過誤調整等を行っていただきます。

指定更新について

更新期限が迫ってきた事業所に対して、こちらから期限の約2か月前に更新の案内をお送りしているが、前回の更新で期限を短縮した事業所は、更新漏れが起こる可能性があります。

こちらでも漏れのないように抽出しますが、一度失効してしまうと、新規扱いになりますので、事業所においても期限の確認をお願いします。

万が一、期限が迫ってるにもかかわらず、更新案内通知が来ない場合は、ご連絡ください。

各種届出に必要な様式のHP掲載場所

➤ <様式等>「長野市 障害福祉課 届出」で検索

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n102000/contents/p002367.html>

The screenshot shows the Nagano City Official Website interface. The main content area displays the title '障害福祉サービス指定申請・変更・各種報酬の届出に必要な様式' (Forms required for application, change, and various allowances for designated disability welfare services). Below the title, there is a list of 6 items: 1. 指定(更新)申請 (Designation (Renewal) Application), 2. 廃止・休止・再開・指定辞退・休業(縮小) (Cancellation/Temporary Suspension/Resumption/Designation Withdrawal/Temporary Closure (Reduction)), 3. 変更届 (Change Notification), 4. 介護給付費等(加算) (Nursing Care Allowance etc. (Addition)), 5. 各種特例の届出・報告 (Notification/Reporting of Various Special Cases), and 6. 基準該当事業所の登録 (Registration of Standard-compliant Businesses). A highlighted button at the bottom of the list reads '指定(更新)申請' (Designation (Renewal) Application). The right sidebar contains a '障害福祉に関する事業者向け情報' (Information for Business Operators Regarding Disability Welfare) section with several news items.

サビ管・児発管の欠如時の対応

- 新規利用受け入れは控えてください。
- 減算の対象となります。
サービス管理責任者欠如減算、個別支援計画未作成減算
- 児童指導員等加配加算等の加配加算が取得出来なくなります。
- 各種加算が算定出来なくなる場合があります。
- 長期に欠如となる場合には休止を指導します。

サビ管・児発管の欠如時の対応

旧体系研修受講者は、更新研修を受けないと今年度(R5)末で失効

●平成31年度よりサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修制度が変わりました。当研修が「基礎研修」「実践研修」「更新研修」と分けられ、更新研修受講が必要です。
※「基礎研修」とは、相談支援従事者初任者研修講義部分の一部とサービス管理責任者等研修の二つの研修のことを言います。

なお、「実践研修」の受講要件には、基礎研修修了後の2年間のOJT期間が必要ですが、この期間が6月に短縮できる場合があります。詳細は、本市のホームページを参照してください。

●平成31年3月31日において、旧サービス管理責任者研修修了者である方のみなし配置は、令和6年3月31日をもって終了します。期日までに、更新研修を受講してください。

○また、実務経験者が平成31年4月から令和4年3月31日までに基礎研修修了者となった方は、基礎研修修了者となった日から3年間において、実践研修を受講してください。

児童指導員等加配加算

対象サービス	算定要件	算定区分
児童発達支援 放課後等デイサービス	基本報酬の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他従業者を <u>常勤換算</u> で1名以上配置している場合に算定が可能。	イ 理学療法士等を配置する場合 ロ 児童指導員等を配置する場合 ハ その他従業者を配置する場合

- イ 理学療法士等...理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(集団心理療法の技術を有する者又は視覚障害学科を卒業したもの)
- ロ 児童指導員等...児童指導員、手話通訳士、(強度行動障害支援者養成研修の修了者)

- 基準人員に加えての配置が必要です。
- 定員に対しての基準人員が配置されていない日は、加配の人員が整っていても加算の算定ができません。
- 児童発達管理責任者が欠如している場合には算定はできません。

専門的支援加算

対象サービス	算定要件	算定区分
児童発達支援	基本報酬の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士等又は、児童指導員を常勤換算で1名以上配置している場合に算定が可能。	イ 理学療法士等を配置する場合 ロ 児童指導員等を配置する場合
放課後等デイサービス	基本報酬の算定に必要なとなる従業者の員数に加えて、理学療法士等(保育士を除く。)を常勤換算で1名以上配置している場合に算定が可能。	イ 理学療法士等を配置する場合 ※保育士除く

- イ 理学療法士等...理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事した者)
- ロ 児童指導員等...児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事した者)

- 基準人員に加えての配置が必要です。
- 定員に対しての基準人員が配置されていない日は、加配の人員が整っていても加算の算定ができません。
- 個別支援計画が未作成の場合には算定はできません。
- 算定にあたり、児童指導員等加配加算との間に優先順位はありません。

必要な基準人員について

○障害児の数が10人まで...児童指導員又は保育士を2人以上配置

○障害児の数が10人を超えるものは、障害児の数が5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上の配置が必要

例①	月	火	水	木	金
障害児利用者数	10人	11人	10人	10人	10人
人員基準上の 必要人数	2名	3名	2名	2名	2名
常勤保育士A (基準常勤者)	◎	◎	◎	◎	◎
常勤保育士B (加配加算対象者)	●	◎	休	●	●
常勤児童指導員C	◎	◎	◎	◎	◎

◎は基準人員としての出勤

●は加配職員としてのフルタイム出勤

火曜日は、利用児童が11人なので、常勤児童指導員Cさんは、基準人員として配置されることになり、加配職員としてはカウントできなくなります。
※詳しくは次頁で説明

★やむを得ず定員を超過した場合でも、サービス提供時間を通じて利用児童の数に対して必要な基準人員を常に確保していただく必要があります。

(参考様式5)

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

例②

サービスの種類(児童発達支援・放課後等デイサービス)
事業所名 (○○デイサービス事業所)

□は利用者が11人以上の日
□は加算の対象職員

	基本報酬	加算
3日	○	×
12日	○	×
27日	×	×

留意事項

- ① 加配加算の対象職員と基準人員は分けてカウントする。
- ② やむを得ず加算対象者を基準人員として配置する日は、加算の対象者として勤務実績にいれることはできない。
- ③ 基準を満たしていない日は加算の算定は不可。

a~eの時間帯及び勤務形態は、貴事業所の実態に合わせて変更してください。

職 種	勤務形態	氏 名	第 1 週							第 2 週							第 3 週							第 4 週							4 週 の 計	週 平 均 勤 務 時 間	常 勤 換 算 後 の 人 数
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
管理者兼サービス管理責任者	A	A	8	8	8	8		8		8	8		8	8		8		8	8	8	8			8	8	8	8	8		160	40	1	
			a	a	a	a	c	a	c	a	a	c	a	a	c	a	c	a	a	a	a	c	c	c	a	a	a	a	a	c			
保育士	A	A	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		160	40	1		
			a	a	a	a	a	c	c	a	a	a	a	a	c	c	a	a	a	a	a	c	c	a	a	a	a	a	c	c			
保育士	C	B		5	5		5			5	5	5	5			5	5		5	5				5			5		55	13.75	0.3		
			c	b	b	c	b	c	c	c	c	b	b	b	b	c	c	c	c	b	c	b	c	c	c	b	c	c	b	c			
児童指導員	C	C	5	5		5		5		5	5					5	5		5					5			5		55	13.75	0.3		
			b	b	c	b	c	b	c	c	b	b	c	c	c	c	b	b	c	c	b		c	b	c	c	b	c					
児童指導員	C	D	5			5		5		5		5	5	5		5			5				5			5		55	13.75	0.3			
			b	c	c	b	c	b	c	b	c	c	b	b	b	c	b	c	c	c	b	c	c	b	c	c	b	c	c	c			
																												0	0	0			
保育士(加配加算)	A	E	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		160	40	1		
			a	a	a	a	a	c	c	a	a	a	a	c	a	c	a	a	a	a	c	a	c	a	a	a	a	c	a	c			0
一週間に勤務すべき常勤職員の勤務時間数																40																	

※1 *欄には、当該月の曜日を記載してください。
 ※2 申請する事業に係る従業者全員(管理者を含む。)について、4週間分の勤務すべき時間数を記載してください。勤務時間とあるいはサービス提供時間単位ごとにアルファベットで区分し、該当する時間区分のアルファベットを記載してください。
 ・記載例1-勤務時間(a 9:00~18:00 b 12:00~17:00 c 休日)
 ・記載例2-当該従業者のサービス提供時間(a 9:30~12:00 b 14:00~17:00 c 休日) ※日・祝日が休日
 ※3 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとの時間数の合計を記載してください。
 勤務形態の区分 A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:非常勤で専従 D:非常勤で兼務
 ※4 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。
 ※5 施設において使用している勤務割表等により、職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。

共通事項

指定更新時の要件

指定更新の際、情報公表システムにて事業所の情報等を市町村に報告していること。

サービス管理責任者の責務(訪問系はサービス提供責任者)

サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には適切に利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

サービス等利用計画の作成等

サービス管理責任者(サービス提供責任者)は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、特定相談支援事業者等にも交付しなければならない。

障害者支援施設

一般原則

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

地域との連携等 ※R7.3.31まで経過措置 **New**

- ① 指定障害者支援施設の提供にあたっては、協議会を開催し、おおむね1年に1回以上事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ② 1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を受けること



①、②を行った記録の作成及び公表が必要

ただし、外部のものによる評価を受け、その実施状況を公表している場合は、本規定は適用しない。

取扱方針

New

指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

人員基準

New

人員基準として、看護職員・理学療法士・作業療法士の他に、言語聴覚士を加えることが可能。

①生活介護を行う場合

看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は生活介護の単位ごとに常勤換算方法で平均障害区分により定める数以上とする。

②自立訓練(機能訓練)を行う場合

看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は常勤換算方法で利用者の数を6で除した数以上とする。

協力医療機関等

New

- 第二種協定指定医療機関※ との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
※新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- 協力医療機関が第二種協力指定医療機関である場合において、当該第二種協力指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

居宅介護・生活介護

管理者の兼務

居宅介護事業所の管理者は管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。



当該指定居宅介護事業所以外の

人員基準

人員基準として、看護職員・理学療法士・作業療法士の他に、言語聴覚士を加えることが可能に

自立生活援助

サービス管理責任者の員数

New

- 指定自立生活事業所において相談支援事業所を一体的に運営している場合には、相談支援専門員を自立生活援助のサービス管理責任者としてみなし配置が可能に
- サービス管理責任者を常勤専従で指定自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60:1とする

実施主体の削除

指定自立生活援助事業者の実施要件を削除

訪問等による支援

利用者の居宅に訪問するほか、テレビ電話装置等を活用することにより、障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行うことが可能に

就労系サービス

就労選択支援のサービス追加 施行日:R7.10.1予定
※施行日が確定次第、改めて内容をご案内いたします。

就労移行支援

定員規模

定員規模を20人以上から、10人以上に見直す。

就労継続支援B型

賃金及び工賃

工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならないこととする。
ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではないこと。

就労定着支援

指定就労定着支援事業者の要件

地域において必要な就労定着支援事業を利用できるようにする観点から、障害者就業・生活支援センターを、実施主体として追加。

共同生活援助

支援内容の拡大

指定共同生活援助の支援内容として、

- ① 居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談
- ② 住居の確保に係る援助
- ③ その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助が追加

地域との連携等 ※R7.3.31まで経過措置

New

- ① 指定共同生活援助の提供にあたっては、協議会を開催し、おおむね1年に1回以上事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- ② 1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を受けること



①、②を行った記録の作成及び公表が必要

ただし、外部のものによる評価を受け、その実施状況を公表している場合は、本規定は適用しない。

協力医療機関等

New

- 第二種協定指定医療機関※ との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
※新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院
- 協力医療機関が第二種協力指定医療機関である場合において、当該第二種協力指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこと。

居宅介護等の利用

指定共同生活援助事業所(日中型を含む)において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例的取扱いを令和9年3月31日まで延長

令和6年4月1日 児童福祉法改正に伴う改正

医療型児童発達支援

児童福祉法一部改正法により、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、児童福祉法における「医療型児童発達支援」について、「児童発達支援」に一元化する改正が行われたことを踏まえ、本基準においても同様に「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元化するとともに、既存の児童発達支援における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分についても、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化する。

令和6年4月1日 児童福祉法改正に伴う改正

管理者

障害児通所支援事業所の管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。

取扱方針

指定障害児通所支援事業者は、事業者の指定児童発達支援の取扱方針として、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。

令和6年4月1日 児童福祉法改正に伴う改正

児童発達支援管理責任者

- ・個別支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととする。
- ・業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないこととする。

個別支援計画

- ・障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で個別支援会議を開催し、個別支援計画の原案について意見を求めることとする。
- ・障害児の状況を踏まえた障害児支援利用計画を作成する観点から、児童発達支援管理責任者は、個別支援計画について、当該障害児の保護者に対して指定障害児相談支援を行う指定障害児相談支援事業所に交付しなければならないこととする。

令和6年4月1日 児童福祉法改正に伴う改正

児童発達支援・放課後等デイサービス関係

- (一) こどもの特性を踏まえた支援の確保と適切なアセスメントの実施の観点から、指定児童発達支援等の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととする。
- (二) 指定児童発達支援事業者等が行う種々の取組状況等に関する自己評価・保護者による評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、自己評価を事業所の従事者による評価も受けた上で行うことや、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加えて、保護者にも示すこととするなど、実施方法を明確化する。
- (三) 指定児童発達支援事業者等は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを策定・公表しなければならないこととする。
- (四) 指定児童発達支援事業者等は、障害児が指定児童発達支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならないこととする。
- (五) 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援等の具体的な内容を定めなければならないこととする。

令和6年4月1日 児童福祉法改正に伴う改正

居宅訪問型児童発達支援関係

- (一) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、こどもの特性を踏まえた支援の確保と適切なアセスメントの実施の観点から、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととする。
- (二) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを策定・公表しなければならないこととする。
- (三) 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援の具体的内容を定めなければならないこととする。

令和6年4月1日 児童福祉法改正に伴う改正

保育所等訪問支援関係

- (一) 指定保育所等訪問支援事業者は、事業所ごとにその提供する指定保育所等訪問支援の質及びその改善について、指定保育所等訪問支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者及び訪問先の施設による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととする。
- (二) 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先の施設評価並びに改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。
- (三) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が指定保育所等訪問支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととする。
- (四) 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、インクルージョンの観点踏まえた指定保育所等訪問支援の具体的内容を定めなければならないこととする。

令和6年4月1日 報酬改定について

報酬改定については、別途説明会を開催する予定です。

こちらの資料をご参考ください。



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

令和6年2月6日

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム